

## 「安全管理規定」に基づく情報公開事項

当社では、一般乗合旅客自動車運送事業の法令違反に対する行政処分を受けましたので「安全管理規定」に基づき公表いたします。

今回の事態を真摯に受け止め、引き続き運行管理体制の充実を図り再発防止に全力を尽くします。

### 1. 処分の内容と再発防止策

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| ① 行政処分の年月日 | 平成28年4月1日                            |
| ② 行政処分の内容  | 輸送施設の使用停止（10日車）                      |
| ③ 主な違反条項   | 道路運送法第27条第2項<br>旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項 |
| ④ 再発防止策    | 関係法令の遵守と運行管理体制の強化を図り、改善策を実施しております。   |